

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

井原市長 瀧 本 豊 文



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
井原地域（大江町、青野地区を除く）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 23 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
法人（農業生産法人） 1 経営体
個人 46 営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手となる中心経営体はいるが、十分に確保されていない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加など見込まれることから、農地中間管理機構を活用し、規模拡大を図っていく。
6. 地域農業の将来のあり方
農業者の高齢化が進む中、新たな担い手となる新規就農者の確保に努める耕作放棄地防止のため、地域の話し合いの中で円滑な利用を図る

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

井原市長 瀧 本 豊 文



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大江町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 23 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 11 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手となる中心経営体はあるが、十分に確保されていない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加など見込まれることから、農地中間管理機構を活用し、規模拡大を図っていく。
6. 地域農業の将来のあり方
農業者の高齢化が進む中、新たな担い手となる新規就農者の確保に努める耕作放棄地防止のため、地域の話し合いの中で円滑な利用を図る

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

井原市長 瀧 本 豊 文



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
青野地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 23 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 38 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手となる経営体はいるが、十分に確保されていない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加など見込まれることから、農地中間管理機構を活用し、規模拡大を図っていく。
6. 地域農業の将来のあり方
農業者の高齢化が進む中、新たな担い手となる新規就農者の確保に努める
ぶどうの生産振興を図る
井原冬ぶどうとしてのブランド化を進め、一層の収益力の強化を図る

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

井原市長 瀧 本 豊 文



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
美星町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 23 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 経営体数
 - 法人 3 経営体
 - 個人 137 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手となる中心経営体はいるが、十分に確保されていない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加など見込まれることから、農地中間管理機構を活用し、規模拡大を図っていく。
6. 地域農業の将来のあり方
農業者の高齢化が進む中、新たな担い手となる新規就農者の確保に努める
ぶどうの生産振興を図る
井原冬ぶどうとしてのブランド化を進め、一層の収益力の強化を図る